

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

末尾記載の市及び一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障を来たす事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市等の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の内容）

第2条 この協定により、協定市等が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

協定市等における一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。

協定市等の施設の定期点検や改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。

前各号のほか、台風等による急激なごみ量の増加、著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

2 前項の規定により、支援を受けた協定市等は、支援を受けた先の協定市等に対し、支援を受けた内容に相当する負担を負うものとし、その負担の内容については、同等の処理量の支援その他適切な方法を当事者間で協議の上で定めるものとする。

（協定市等の努力義務）

第3条 協定市等は、相互支援の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を常に留意し、一般廃棄物処理業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

分別収集の徹底を図り、適正なごみ質の管理を推進するとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

施設の整備や適正な維持管理に努めるとともに、施設の安定稼働ができるように努めること。

(支援の要請及び受入れ)

第 4 条 第 2 条第 1 項各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定市等は、受託可能な協定市等に対し支援を要請することができるものとする。

2 支援の要請を受けた協定市等は、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

(支援の方式)

第 5 条 協定市等は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び受入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定市等が支援の要請を受ける協定市等に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第 6 条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

(適用)

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 20 年 2 月 1 日から 2 年間とする。ただし、期間満了前 6 か月までに、いずれの協定市等からも改廃等の申出がない場合は、更に 2 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書 5 通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 2 月 1 日

枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市

上記代表者 市長 竹内 脩

寢屋川市本町 1 番 1 号

寢屋川市

上記代表者 市長 馬場 好弘

四條畷市中野本町 1 番 1 号

四條畷市

上記代表者 市長 田中 夏木

交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

交野市

上記代表者 市長 中田 仁公

四條畷市大字清滝 1051 番地

四條畷市交野市清掃施設組合

上記代表者 管理者 四條畷市長 田中 夏木